

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 27 日 (火) 第3394号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 1

規 則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 2 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 4 号

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「，児童福祉法施行規則」を「及び児童福祉法施行規則」に改め，「，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号），児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）」を削る。

第 2 条の表中「指定事業者の指定の申請」の次に「又は法第21条の 5 の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の15第 1 項に規定する指定事業者の指定の更新の申請」を加え，「指定障害児通所支援事業者指定申請書」を「指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書」に改め，「指定施設の指定の申請」の次に「又は法第24条の10第 4 項において準用する法第24条の 9 第 1 項に規定する指定施設の指定の更新の申請」を加え，「指定障害児入所施設指定申請書」を「指定障害児入所施設指定（更新）申請書」に改める。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

※ 受付番号

指定障害児通所支援事業者
指定 (更新) 申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
(設置者) 名 称
代表者の氏名 印

指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設
の指定 (の更新) を受けたいので、児童福祉法
第21条の5の15第1項 (第21条の5の16第4
第24条の9第1項 (第24条の10第4項に

項において準用する第21条の5の15第1項 } の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。
において準用する第24条の9第1項

※ 事業所 (施設) 所在地市町村番号

申請者・設置者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)			
	法人の種類		法人所轄庁			
	連絡先		電話番号	ファックス番号		
	代表者の職名、氏名及び生年月日		職 名	フリガナ		
			生年月日	年 月 日		
代表者の住所		(郵便番号 -)				
指定 (更新) を受けようとする事業等の種類	フリガナ					
	名 称					
	事業所 (施設) の所在地		(郵便番号 -)			
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業等	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	更新対象	既に指定を受けている事業等 指定年月日 有効期間満了日
	障害児通所支援					
	児童発達支援					
	医療型児童発達支援					
	放課後等デイサービス					
	保育所等訪問支援					
	障害児入所施設					
福祉型障害児入所施設						
医療型障害児入所施設						
指定の更新を受けようとする事業所又は施設の事業所番号						
指定済事業等	事業等の種類	指定に係る法律名称	指定年月日	事業所番号		

注1 ※印欄には、記入しないこと。

- 2 法人の種別の欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 3 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
- 4 実施事業等及び更新対象の欄には、今回指定又は指定の更新を受けようとする事業又は施設の種類について、該当する欄に「○」を記入すること。
- 5 指定済事業等の欄には、今回指定又は指定の更新を受けようとする事業又は施設以外で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき指定を受けている事業又は施設がある場合に記入すること。
- 6 指定又は指定の更新を受けようとする事業又は施設の種類に応じ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定める書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

指定障害児通所支援事業者 指定内容変更届出書
指 定 障 害 児 入 所 施 設

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

印

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、児童福祉法第21条の5の19第1項の規
第 2 4 条 の 1 3
定により、届け出ます。

指定内容を変更した事業所 (施設)		事業所番号
	名 称
	所 在 地
	支 援 の 種 類
変 更 が あ っ た 事 項	変 更 の 内 容	
1 事業所 (施設) の名称	(変更前)	
2 事業所 (施設) の所在地		
3 申請者 (設置者) の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所又は職名		
6 定款等若しくはその登記事項証明書又は条		
7 例等 (当該指定に係る事業に関するものに		
8 限る。)		
9 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療		
10 所であること。		
11 事業所 (施設) の平面図又は設備の概要		
12 事業所 (施設) の管理者の氏名, 生年月日,	(変更後)	
13 住所又は経歴		
14 事業所 (施設) の児童発達支援管理責任者		
15 の氏名, 生年月日, 住所又は経歴		
16 主たる対象者		
17 運営規程		
18 障害児 (通所・入所) 給付費, 肢体不自由		
19 児通所医療費又は障害児入所医療費 (障害		
20 児入所医療を提供する場合に限る。) の請		
21 求に関する事項		
22 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は		
23 当該協力医療機関との契約の内容		
24 役員の氏名, 生年月日又は住所		
変更年月日	年 月 日	

注 1 該当する事項の番号を「○」で囲むこと。

2 変更の内容が確認できる書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

なお, 当該変更が利用者の定員の増加に伴うものである場合は, 従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を併せて添付すること。

3 変更の日から10日以内に届け出ること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。